

序章 「救護施設等のあり方に関する有識者会議」について

◇根拠規定

救護施設等のあり方に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 福祉局長は、本市の市有地定期借地制度により、現在、定期建物賃貸借契約を締結している救護施設について、当該契約期間の満了までの間に、本市が所管する当該救護施設のあるべき定員数、建物老朽化等をふまえた事業継続の必要性や施設整備など、今後10年程度を見据えた、救護施設のあり方やその活用方針などを決定するために、救護施設やホームレス支援に関する有識者から意見を聴取することを目的として、救護施設等のあり方に関する有識者会議(以下「本会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

第2条 本会議において、意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 救護施設の今後のあり方(施設数・定員数・設置場所)
- (2) 時代ニーズに応じた施設整備
- (3) 定期建物賃貸借契約施設の活用方法

(本会議のメンバー)

第3条 本会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者のうちから福祉局長が委嘱する。

2 本会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 本会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、本会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(調査検討部会)

第5条 本会議の議論に必要な実態調査等の検討などを行う場合、部会を開催することができる。

- 2 部会は、会議のメンバーにより構成する。
- 3 部会は、開催結果を本会議に報告する。

序章

(部会長)

第6条 部会長は、メンバーの互選により定める。

2 部会長は、部会の議事を進行する。

3 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する部会のメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第7条 本会議は、令和8年3月31日までとする。

(会議の庶務)

第8条 本会議及び作業部会の庶務は、福祉局生活福祉部保護課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会議の開催に関し必要な事項は福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

◇会議メンバー

川端 均 社会福祉法人 大阪自彊館 理事長
 木島 初正 社会福祉法人 みなと寮 救護施設 千里寮 施設長
 白波瀬 達也 関西学院大学 人間福祉学部 教授
 関川 芳孝 大阪公立大学 現代システム科学研究科 客員研究員
 田渕 勝彦 社会福祉法人 みおつくし福祉会 救護施設 淀川寮 施設長
 中山 徹 大阪公立大学 都市科学・防災研究センター 客員教授

(五十音順)

◇開催実績

回次	開催日	主な検討事項
第1回	令和6年 7月 12日	大阪市が所管する救護施設を取り巻く状況と課題について
第2回	令和6年 9月 10日	大阪市が求める救護施設の役割(案)について
第3回	令和6年 11月 21日	大阪市が求める救護施設の役割(案)について等
第4回	令和7年 1月 22日	女性の要保護者に対する救護施設の役割について等
第5回	令和7年 3月 19日	調査業務委託及び調査項目(案)について
第6回	令和7年 6月 26日	日常生活支援住居施設等について
第7回	令和7年 10月 3日	アンケート調査結果について
第8回	令和7年 11月 21日	インタビュー調査結果について
第9回	令和7年 12月 23日	救護施設の今後の方向性について(中間とりまとめ)
第10回	令和8年 1月 27日	提言内容の検討について
第11回	令和8年 3月 13日	今後の救護施設等のあり方に関する 提言